

伊達市地域創生総合戦略 基本方針（案）

1. 趣旨

日本の急速な少子高齢社会の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法¹が閣議決定された。

伊達市は、まち・ひと・しごと創生法に基づき国及び福島県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、伊達市第2次総合計画との整合を図り、市の実情を踏まえ、人口、経済、地域社会の課題解決に一体的に取り組むため、伊達市地域創生総合戦略を策定する。

2. 策定内容

(1) 伊達市人口ビジョン

市の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する基本認識の共有を図り、取り組むべき将来の方向を示す長期的な人口ビジョンとして策定する。

(2) 伊達市地域創生総合戦略

伊達市人口ビジョンを踏まえ、将来にわたって活力ある地域を維持するため、市民が潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び魅力ある多様な就業機会の創出を一体的に推進するための計画として策定する。

3. 対象期間

(1) 伊達市人口ビジョン

平成 52 年（2040 年）まで

※国の長期ビジョンの期間（平成 72（2060）年）を基本とする。なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計期間である平成 52（2040）年を目途とするなど、地域の実情に応じて期間を設定しても差し支えない。

(2) 伊達市地域創生総合戦略

平成 27 年度から平成 31 年度まで（5 か年）

¹ 平成 26 年 11 月 21 日成立。12 月 2 日施行。第 10 条の規定により、すべての市町村は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県の策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、市町村版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する努力義務が課せられた。

4. 基本目標

基本目標	国が示す基本目標	伊達市第2次総合計画	基本目標	施策項目（タタキ）
1	地域における安定した雇用を創出する	政策3 地域の魅力が輝くまちづくり		資料4参照
2	地域への新しいひとの流れをつくる	政策3 地域の魅力が輝くまちづくり 政策5 自然と調和し快適で住みよいまちづくり		資料4参照
3	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	政策2 豊かな心を育むまちづくり		資料4参照
4	時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	政策4 こころ寄り添う健やかなまちづくり		資料4参照
		政策1 ともに紡ぐ協働のまちづくり		資料4参照

5. 策定体制（別紙1）

（1）伊達市地域創生有識者会議

伊達市地域創生総合戦略の策定及び推進に当たり、市民、産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体・メディア（産官学金労言）等の関係者の意見を反映するため、伊達市地域創生有識者会議を設置する。

（2）伊達市地域創生本部

まち・ひと・しごと創生に全庁横断的に取り組むため、市長を本部長とする伊達市地域創生本部を設置する。

さらに、本部のもとに、本部の事務を補助する幹事会及び伊達市地域創生総合戦略に関する具体的事項を協議する専門部会を設置する。

6. 策定期間（別紙2）

平成26年度及び平成27年度の2カ年

7. その他

- （1）策定過程における重要事項については、市政だよりや市ホームページをはじめとする利用可能な情報手段を用いて、広く市民に公表するものとする。
- （2）策定に当たっては、伊達市第2次総合計画との整合性を確保するものとする。
- （3）伊達市地域創生総合戦略は、PDCAサイクルに基づき、実施した施策や事業の効果を検証の上、必要に応じて総合戦略を改訂するものとする。
- （4）この策定方針に定めるもののほか、策定に関し必要な事項は、別に定めるものとする。